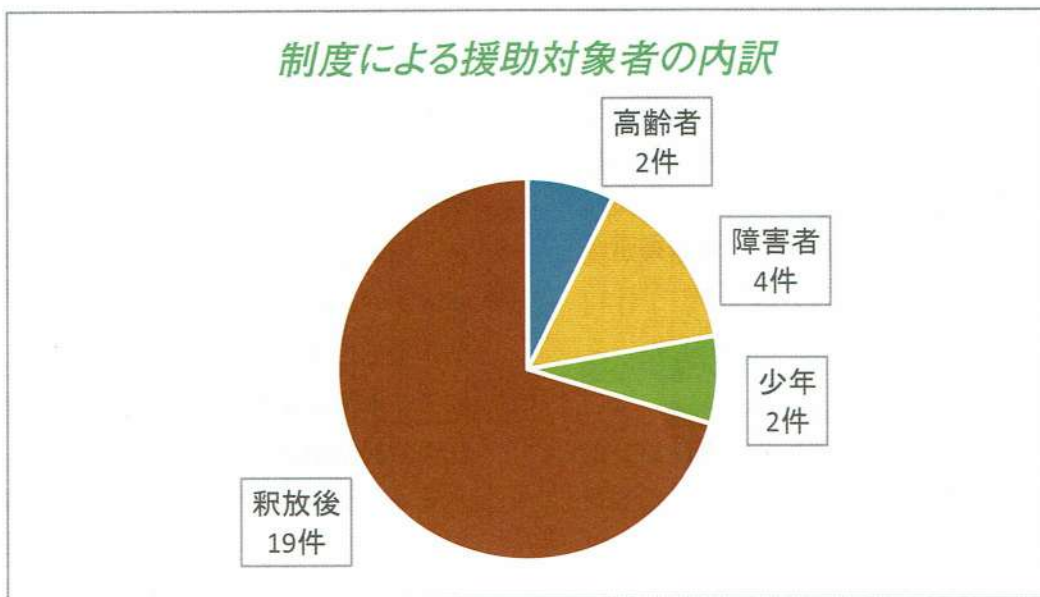


特定在宅被疑者弁護援助制度の利用状況(令和3年7月～令和4年6月)



終結済み事件のうち援助総額 (実費を除く)

7万円支給	19件
減額支給	1件
不支給	0件
計	20件

罪種別内訳

暴行・傷害	8件
窃盗	7件
器物損壊	3件
迷惑行為防止条例	2件
大麻取締法	2件
住居侵入	2件
児童ポルノ法	1件
恐喝	1件
威力業務妨害	1件
計	27件

終結済み事件のうち償還免除事件

償還免除	20件
全部償還	0件
一部償還	0件
計	20件

※申込み時の審査で制度対象外とされた事件は含まない。

「営業秘密」無罪判決が提起する「営業秘密の刑事的保護」における深刻な手続的問題

会 員 井 上 健 人

1 はじめに

本年3月18日、起訴から5年以上に亘り審理が続いた不正競争防止法違反被告事件（営業秘密不正開示罪）について、名古屋地裁刑事5部（板津正道裁判長）は、本藏義信氏（以下、「本藏氏」という。）らが無罪とする判決を言い渡した（同年4月2日に確定。）。本稿では、弁護人の立場から本裁判の内容を紹介し、この裁判が顕わにした「営業秘密の刑事的保護」に関する制度的問題を提起する。

2 検察官が主張した「営業秘密」

本裁判において、検察官が主張した不正競争防止法上の「営業秘密」とは、愛知製鋼株式会社（以下、「愛知製鋼」という。）が磁気センサを製造する過程で用いていた「ワイヤ挿入装置」という製造装置（以下、「本件装置」という。）に関する技術上の情報であり、それは、下記①ないし⑦で表現される装置の工程（動作順序）ということであった。

①引き出しチャッキングと呼ばれるつまみ部分がアモルファスワイヤ（以下、単に「ワイヤ」という。）をつまみ、一定の張力をかけながら基板上方で右方向に移動する。

②ワイヤに張力をかけたまま仮固定する。

③基板を固定した基板固定台座を上昇させ、仮固定したワイヤを基準線として位置決め調整を行う。

④基板固定台座を上昇させ、ワイヤを基板の溝及びガイドに挿入させ、基板固定治具に埋め込まれた磁石の磁力で仮止めする。

⑤基板の左わきでワイヤを機械切断する。

⑥基板固定台座が下降し、次のワイヤを挿入するために移動する。

⑦以下、①～⑥を機械的に繰り返す。

この①ないし⑦の工程情報（以下、「本件工程」という。）を、「口頭及びホワイトボードで図示して」他社従業員に説明したことが、営業秘密

の不正開示にあたるという。

社内で機密管理されている装置の設計図等であれば、そこに重要なノウハウが詰まっていることは想像に難くない（多くの営業秘密侵害罪に係る事件は、こうした有体物を問題にするものであろう。）。しかし、そうした有体物を離れた無形の「装置の工程（動作順序）」、それも、「口頭や図示」で説明できる（！）程度の概括的な情報に、いかなる高度なノウハウがあるのか（それが、どのように凄い技術なのか）、俄かには分からない。素人の弁護人だけでなく、技術者たる本藏氏も、検察官が何を問題視しているのか、首を傾げていた。

3 弁護人の反証のポイント

弁護人の主たる主張は、「本件工程は本件装置の真の工程やノウハウを表現したのではなく、この程度の抽象的な情報は、些末な周知情報である。」というもので、営業秘密3要件（秘密管理性、非公知性、有用性）に即していえば、非公知性がないということである。

この主張に関し、愛知製鋼自身が出願していた本件装置のノウハウを紹介した公開特許公報（以下、「本件特許」という。）や同社従業員A氏が作成した同装置の開発に係る技術レポート等が重要な証拠となった。

さらに、別の観点で、愛知製鋼以外の装置メーカーにおいて、過去に本件装置と類似の装置が作製されており、かつ、同メーカーは前記装置をカタログ等で積極的に公表していた、ということも重要な証拠となった。

これに対し、検察官は、本件工程のどこがどのように「凄い」技術なのか、ということについて期日間整理手続きではほぼ主張することなく、「本件工程がノウハウであり、愛知製鋼の営業秘密だ」の一点張りであった。

4 証人尋問のポイント

「案の定」と言うべきか、検察官にとって最

重要証人であるはずのA氏の証人尋問において、同氏は、「本件工程がノウハウである」という検察官が求める証言をせず、むしろ、弁護人が主張する本件装置の真の工程、ノウハウ部分(これは、一部本件特許にも明記されていた。)も含めた全ての工程が不可分一体のものとしてノウハウである趣旨の証言をした。つまり、本件装置の工程がトータルとしてノウハウなのであり、その一部をつまみ食いして抽象化・一般化していった「本件工程」なるものは、ノウハウたり得ないことが、A氏の証言で明らかになったのである。

また、前記の本件装置の類似装置を作製した装置メーカーの技術者の証人尋問では、同社では、前記類似装置を、会社のカタログ等で積極的に外部にPRしていたことが明らかとなった。なお、この技術者が、本件工程程度の抽象的な情報は、「思いつくことが難しいものではない。」旨の証言をしたことも、無罪心証を形成した大きな要因になったと思う。

5 無罪判決のポイント

判決は、公判に顕出された証拠から本件装置の真の工程やノウハウを丁寧に認定し、本件工程(正確にいうと同工程のうち実際に本蔵氏が説明したと認定できる程度の工程情報)に非公知性はないと結論付けた。

その核心部を平たく言えば、「本件装置にはもちろんノウハウたる工程はあるのであろう。しかし、その真の工程をどんどん抽象化・一般化していけば、当然、どこかの時点で他社の装置の工程と共通するような一般情報に堕していくのであり、そうした共通部分を以て、『自社の秘密のノウハウだ』と主張することには無理がある。」というものである。

この判決は、「被告人による説明内容と本件装置との間に何らかの共通点があれば、愛知製鋼の営業秘密が開示されたのだ」という、常識的な属否鑑定(特許法で云うところの「特許発明の技術的範囲の認定」)手法を完全に逸脱した検察官による主張立証をクリティカルに批判したものといえる。また、これまでの特許法に係る判例とも整合する判断であるといえよう。

この判決は、「本件装置の真のノウハウが何なのか」といったことまで掘り下げて認定するなど、技術論から逃げずに真正面からそれを論じている。本件のような技術的知見が問題と

なるケースでは、その知見に乏しい裁判所としては、いきおい、検察官(告訴人)の言い分をそのまま鵜呑みにするおそれが多分にある(実際、起訴担当検察官は告訴人の言い分に何らの批判的考察も加えずそのまま起訴したのであろう)。そうした中で、真摯に技術論に向き合ったこの裁判体を同じ法曹として尊敬するし、5年間の弁護側の詳細な技術的主張立証が報われた思いである。

6 おわりに

最後に、本裁判が提起した営業秘密の刑事法的保護の問題点を述べたい。

1つは、起訴前段階の問題点である。判決が明らかにしたとおり、本件工程は、周知技術であり営業秘密などと呼べるものではなかった。にもかかわらず、この周知情報を説明したことを理由に本蔵氏は100日以上勾留され、その間、同氏が立ち上げたベンチャー企業は倒産の危機に追い込まれている。これは、技術常識に反する告訴であっても、技術的知見の乏しい捜査機関や裁判所を利用して被疑者とされた人の会社を倒産に追い込む、といった不正義を頻発させる危険があることを意味している。営業秘密のうち「技術上の情報」が問題とされるケースにおいては、逮捕状・勾留請求の時点で、第三者による技術鑑定書の提出等を義務付けるべきである。

第2は、「被害者」による証拠の閲覧謄写についてである。今回、告訴人たる愛知製鋼は所謂「犯被保護法」を利用して公判記録を謄写した。その中には、本蔵氏の会社の機密情報だけでなく、日本を代表する大手機械メーカー等他社の社内資料も含まれていた。無罪が確定した以上、告訴人は「被害者」ではない。にもかかわらず、同人は、刑事裁判を利用して他社の営業秘密を入手している。この点も、技術上の情報が問題となっている否認事件については、判決確定まで被害者による謄写を認めない制度にすべきと思う。現行制度の下では、ある企業が、技術常識に反する告訴をし、技術的理解に乏しい検察官に起訴をさせることで、他社の秘密情報を「合法的に」入手するという事態が罷り通ってしまう。本裁判を経験した一法曹として、不正競争防止法の悪用ともいえる事態が頻発することを強く危惧する。

表紙 解説

特定在宅被疑者弁護援助制度の利用状況

1 図表の趣旨

表紙の各図表は、当会で令和3年7月より実施されている「特定在宅被疑者弁護援助制度」の利用状況を示したものである。同制度は「高齢者」「障害者」「少年」「釈放型（弁護活動により逮捕・勾留から釈放された者）」の4つの類型に該当する在宅事件の被疑者を対象に、弁護士費用を援助するものである（詳細は本ニュースの各記事や、当会ホームページ「役立つ業務情報」内に掲載されているので参照されたい）。本年6月時点で27件の援助が行われ、20件が終結済みとなっている。

2 援助対象者の内訳

本年6月までに許可された27件の内訳は、「釈放型」が19件（約70%）と大部分を占め、「障害者」が4件（約15%）、「高齢者」「少年」がそれぞれ2件（約7%）ずつという結果であった。本文中の座談会でも指摘されているが、「釈放型」被疑者の実数の問題というよりは、会員に本制度が十分周知されていないことが主たる要因と思われる。

3 援助額、償還額

本制度での援助額は、原則として7万円（ほか実費1万円）である。終結済みの20件のうち19件は7万円の支給がなされており、1件

のみが減額支給（2万円の支給）という結果であった。本制度の事業規則上、弁護活動がほとんどないと判断される場合等には不支給または減額されることになっているものの、実際上はほとんどのケースで満額の支払いが承認されている。

また規則上、被援助者に援助金の償還を求め、償還を免除するか審査されることとなっているが、終結済み事件のうち償還を求められた事案はなく、すべて償還を免除されている。もともと経済的に弁護士報酬の支払いが困難である者を対象とした制度であるため、事後に経済状況が大きく回復するといった特段の事情のない限り、償還を求められることはないと考えてよさそうである。

4 罪種別内訳

援助決定のあった事件を罪種ごとに整理したところ、特段の特徴的な傾向はうかがわれず、暴行、傷害、窃盗など一般によく扱われる事案が多くを占める結果となった。これらの事案は準抗告など身体拘束の解放に向けた活動を積極的に行い、本制度に繋げることが望ましい。

本制度がより周知され利用実績が蓄積した後、改めて調査を行い在宅弁護の傾向等の分析を行っていきたい。
(庄司友哉)

編集後記

本号は「特定在宅被疑者弁護援助制度」の特集号になります。同制度の発足から1年が経過したことから、現在までの利用状況の分析と、制度の一層の拡充を目指すため利用経験のある会員をお呼びしての座談会を行いました。

表紙グラフのとおり、1年間での制度利用は27件と、まだまだ会員に十分浸透していない状況がうかがえました。座談会でも述べられていますが、刑事事件をメインに活動されていない会員にも利用の機会は多くあると思われるため、本号を機に制度を知っ

た会員は、知己の会員へ周知いただければ幸いです。

また、無罪判決を獲得された会員にも寄稿をいただきましたので、是非ご覧ください。

(庄司友哉)

発行日	2022年11月1日
発行	愛知県弁護士会・刑事弁護委員会 名古屋市中区三の丸1丁目4番2号 TEL 052(203)1651
印刷・製本	法文データシステム TEL 052(221)6014